

社会福祉法人溪流会

役員等報酬・日当・旅費規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人溪流会定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）および評議員、評議員選任・解任委員（以下役員等）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等報酬は、勤務実態に即して、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については報酬を支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、本法人の理事会、評議員会、監事監査等へ出席した場合支給される金員を日当とし、支給額は出席1回について12,450円（源泉徴収税額を含む）とする。

(旅 費)

第4条 本法人の理事会、評議員会、監事監査等の出席に際し要した交通費等の旅費は、公共の交通機関を利用の場合はその実費額を、他の交通機関による場合は、その方法の如何を問わず1,000円とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する支給方法は、第3条の日当、および第4条の旅費については現金にてその都度、職務終了時に支給する。

(公表)

第6条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。